

各 位

平成31年2月22日  
エーアイトラスト株式会社

### 証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、当社に対する検査結果に基づき、当社に行政処分を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告いたしました。

今回、証券取引等監視委員会からの勧告において指摘を受けた事項及びそれら問題点の事実関係について下記のとおりご説明します。

#### 1. 指摘を受けた事項

- (1) 債権担保付ローンファンド 105 号～111 号、113 号～119 号、122 号～124 号、127 号、128 号、131 号～138 号及び Trust Lending セレクトファンド(当社との共同融資)120 号、121 号、125 号、126 号、129 号、130 号(以下、「高速道路工事請負代金債権担保ローンファンド」といいます。)の各募集ページにおいて、ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示を行っていた。
- (2) Trust Lending セレクトファンド 147 号～154 号(以下、「公共事業コンサルティング債権担保ローンファンド」といいます。)の各募集ページにおいて、ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示を行っていた。
- (3) 燃料卸売事業者ローンファンド 193 号～200 号、203 号、207 号～210 号(以下、「燃料売掛債権担保ローンファンド」といいます。)の各募集ページにおいて、ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示があった。
- (4) ファンド貸付金の一部が、各ファンドの案件紹介等に中心的な役割を果たしていた当社山本幸雄取締役(以下、「山本氏」といいます。)が実質的に支配する法人へ流出しており、その状況を看過してきた当社に、事業実態や貸付先におけるファンド資金の用途等を把握するための管理態勢が構築されていないなどのファンド運営管理上の問題点があった。

#### 2. 事実関係

- (1) 高速道路工事請負代金債権担保ローンファンド

当社は、本件ファンドの募集ページ上で、新東名高速道路高取山トンネル西工事、新東名高速道路川西工事、新東名高速道路高松工事及び東京外かく環状道路本線トンネル大泉

南工事(以下、これらの4現場を併せて「本件工事」といいます。)を大手建設会社JVから元請負会社が受注し、当該元請負会社から本借入人が発注を受けている旨の表示を行っております。

しかしながら、今般当社に対して実施された証券取引等監視委員会の検査により判明した事実、及び当該事実をきっかけに当社が本件ファンドの調査を行った結果、本借入人は本件工事を受注していないことが判明し、当社は、本件ファンドの募集ページにおいて虚偽の表示を行っていたものと認められました。

なお、本件ファンドにつきましては、本日付、「損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本借入人及び元請負会社に対して訴訟を提起しております。

## (2) 公共事業コンサルティング債権担保付ローンファンド

当社は、本件ファンドの募集ページ上で、本借入人が様々な分野の公共事業プロジェクトに対してコンサルティング業務を行う旨の表示を行っております。しかしながら、対象とする公共事業プロジェクトは、上記(1)の高速道路事業と除染事業(平成30年12月7日付、証券取引等監視委員会の当社に対する行政処分勧告記載のもの)となっており、いずれも該当ファンドの募集ページ上で表示していた事業自体が存在しないことから、本件コンサルティング業務も実施されておらず、当社は、本件ファンドの募集ページにおいても虚偽の表示を行っていたものと認められました。

## (3) 燃料売掛債権担保ローンファンド

当社は、本件ファンドの募集ページ上で、本件ファンドの返済原資について、初年度売上30億円をボトムラインとして継続成長が計画されており、返済が十分に可能であると判断した旨の表示を行っております。しかしながら、当該売上額は、対象となる工事が当初計画通りに実施されることを前提条件としたものであって、最低額を30億円とすることには何ら根拠がないにもかかわらず、状況を問わず30億円の売上が予定されているかのような、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていたものと認められました。

## (4) 当社の管理上の問題点及びファンド資金が流出している状況

平成30年12月7日付、証券取引等監視委員会の当社に対する行政処分勧告のファンド(除染及びIoT)に加え、上記(1)乃至(3)のファンドは、いずれも山本氏からの紹介案件ですが、(なお、当社が山本氏から当該案件の紹介を受けた時期は、同氏が当社取締役へ就任した平成30年10月5日以前です。)

これらファンド貸付金のうち、少なくとも約15億8千万円が、貸付先から山本氏が実質的に支配する法人へ流出していることが判明しております。このような事実が発生した原因は、当社において事業実態や貸付先におけるファンド資金の用途等を把握するための管理態勢を構築していなかったことによるものであると認められました。

なお、山本氏については、本日付、「役員の変動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、既に当社取締役を解任されており、今後は山本氏及び同氏が実質的に支配する法人に対する法的措置を弁護士へ相談のもと進めてまいります。

当社は、この度の勧告を厳粛に受け止め、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以 上